

規格・基準等の事前意図公告

〔貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。〕

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

下記のとおり、道路運送車両の保安基準等の改正を行う予定ですので、お知らせします。ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

- 1. 件名** 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について
- 2. 対象品目** デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）、移動式リフティングフレーム、ストラドルキャリア及びクレーンを装備した作業トラック（関税番号 84.26）、フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック（関税番号 84.27）、ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）（関税番号 84.29）、その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鋤物用又は鋤石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機（関税番号 84.30）、農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー（関税番号 84.32）、収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第 84.37 項の機械を除く。）（関税番号 84.33）、トラクター（関税番号 87.01）、自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品（関税番号 87.09）、モータサイクル（関税番号 87.11）
- 3. 趣旨及び目的** (1) 電動モペッド等小型の電動原動機付自転車について、安全な車両の普及を図るため、保安基準を策定するとともに、安全に利用される環境を整備する。
(2) 新基準原付（総排気量が 0.050 L 超 0.125 L 以下、かつ、最高出力が 4.0 kW 以下）について、最高出力に係る不正改造を防止するため、最高出力抑制性能等の基準を満たさなければならないこととする。
(3) ロボット農機の公道走行を可能とするため、自動運行装置を備えることのできる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する。
- 4. 施行予定日** 2024 年度中
- 5. 意見提出先** 国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課
東京都千代田区霞が関 2-1-3（〒100-8918）
電話 03-5253-8111：内線 42525（車両基準・国際課）
FAX 03-5253-1639（車両基準・国際課）
- 6. 意見提出期限** 通報開始日より 60 日後